

相模三川公園の有料施設は、以下の場合減免が適用されます。ご不明な点などございましたら、お気軽にパークセンター受付窓口までお問合せください。

【施設利用料の免除】

●適用施設: 駐車場、グラウンド、パークゴルフ場

●適用条件

1. 社会福祉事業を営む団体等が事業のために公園を利用する場合
2. 義務教育諸学校・幼稚園・保育所が学校の教科として公園を利用する場合（但し、駐車場利用に限り高等学校も含まれます）
3. 地域的な市民の組織が公共的目的で社会活動、体育活動を公園で行うため利用する場合
4. 国・県・市町村が行政目的のために主催する行事または事業に参加する団体が利用する場合
5. 身体障がい（児）者、知的障がい（児）者、精神障がい（児）者が公園施設を利用する場合
6. 公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合

※5. に該当する方が減免を受けるには、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を駐車場係員（駐車場減免）または窓口（グラウンド、パークゴルフ減免）に提示ください。提示のない場合は減免が受けられませんので、ご注意ください。

【電気自動車の駐車料金半額免除】

●適用施設: 駐車場

- ・経済産業省が推進し、神奈川県が実施地域に選定されている「EV・PHV タウン」事業に基づき、駐車場の減免が適用されます。
- ・神奈川県産業労働局産業部エネルギー課が発行する「EV・FCV 認定カード」を駐車場係員に提示頂くと、料金を 50%割引いたします。

※神奈川県ではプラグインハイブリット（PHV）は減免対象車種となりません。

詳細は県ホームページをご確認ください。

[駐車場料金の割引 - 神奈川県ホームページ \(pref.kanagawa.jp\)](http://pref.kanagawa.jp)

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f4259/submenu.html>)